様式１

事業報告書

医療法人整理番号			00273	
報告期間	自		令和7年6月1日	
	至		令和8年5月31日	
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称		医療法人社団綾和会	
		分類①	社団（出資持分なし）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	静岡県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	浜松市中央区	
		町名・番地	白羽町26番地	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		平成2年6月19日	
	(4) 設立登記年月日		平成2年6月19日	
	(5) 理事長の氏名	姓	飯田	
		名	貴之	
	役員及び評議員の人数		8	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら	
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら	
	(2) 附帯業務		記載はこちら	
	(3) 収益業務		記載はこちら	
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら	
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

受領 8.8.30 ㊞

様式１：1-(2)

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

都道府県	市区町村	町名･番地	建物名

様式１：1-(5)

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
理事	飯田	貴之	掛川北病院・掛川北病院介護医療院　管理者
理事	木村	衛	
理事	中島	晶	
理事	宮地	紘樹	掛川東病院・掛川東病院介護医療院・桔梗の丘　管理者
理事	野﨑	晃	浜松南病院　管理者
理事	野村	文一	間中記念御幸の浜リハビリテーション病院　管理者
理事	廣瀬	光	駿河西病院・駿河西病院介護医療院・焼津ケアセンター　管理者
監事	早瀬	篤志	税理士

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	医療法人社団綾和会　駿河西病院		2215110202	静岡県焼津市中根新田1315番地	94	86	180	0	0	0	0
病院	医療法人社団綾和会　掛川北病院		2216210258	静岡県掛川市下垂木3350番地	24	76	100	0	0	0	0
病院	医療法人社団綾和会　浜松南病院		2217210117	静岡県浜松市中央区白羽町26番地	50	100	150	0	0	0	0
病院	医療法人社団綾和会　掛川東病院		2217410105	静岡県掛川市杉谷南1丁目1-1	140	90	230	0	0	0	0
病院	医療法人社団綾和会　聞中記念御幸の浜リハビリテーション病院		1412300143	神奈川県小田原市本町4丁目1-26	26	56	82	0	0	0	0

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護医療院	駿河西病院　介護医療院		22B5100011	静岡県焼津市中根新田1315番地	50	0
介護医療院	掛川北病院　介護医療院		22B7400021	静岡県掛川市下垂木3350番地	100	0
介護医療院	掛川東病院　介護医療院		22B7400013	静岡県掛川市杉谷南1丁目1-1	50	0
介護老人保健施設	介護老人保健施設　焼津ケアセンター		2255180016	静岡県焼津市中根新田1315番地	150	80
介護老人保健施設	介護老人保健施設　桔梗の丘		2257480026	静岡県掛川市杉谷南１丁目1-1	100	60

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式１：2-(2)

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
するが西居宅介護支援事業所		静岡県焼津市中根新田1315番地	
ケアステーション明日香		静岡県掛川市杉谷南1丁目1-30	
ReHOPE駿河西		静岡県焼津市中根新田1315番地	定員40名
掛川東病院デイサービスセンター		静岡県掛川市仁藤字神宮寺西2-1	定員21名

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式１：2-(3)

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

様式１：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和7年6月18日	独立行政法人福祉医療機構からの借入の件
令和7年6月25日	理事及び監事の任期満了に伴う改選の件
令和7年8月27日	前期事業報告及び計算書類等承認の件
令和7年11月26日	現間中病院の名称変更の件
令和7年11月26日	定款の一部変更の件
令和8年5月28日	来期収支予算案承認の件

注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額 申込単位	申込期間（開始日） 申込期間（終了日）	利率 払込期日	資金使途	償還方法 償還期限	医療機関債を引き受けた医療法人名

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、
これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注）
1．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項
令和8年4月1日	医療法人社団綾和会間中病院を医療法人社団綾和会間中記念御幸の浜リハビリテーション病院に名称変更

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式第一号

法人名　医療法人社団綾和会
所在地　静岡県浜松市中央区白羽町26番地

※医療法人整理番号 00273

貸借対照表

令和8年5月31日　現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ　流動資産	3,941,938	Ⅰ　流動負債	5,669,143
現金及び預金	1,721,629	買掛金	198,654
事業未収金	1,974,440	短期借入金	200,000
たな卸資産	52,208	未払金	440,964
未収金	184,250	未払費用	448,748
その他の流動資産	9,411	未払法人税等	291
前払費用		前受金	4,925
その他の流動資産		預り金	22,246
		賞与引当金	446,203
		その他の流動負債	3,907,112
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
Ⅱ　固定資産	11,348,752		
1 有形固定資産	10,449,354	Ⅱ　固定負債	7,275,111
建物	5,562,503	長期借入金	6,807,887
構築物	113,126	長期未払金	403,184
医療用器械備品	514,189	退職給付引当金	36,040
その他の器械備品	134,281	その他の固定負債	28,000
車両及び船舶	38,873	その他の固定負債	
土地	2,085,247		
建設仮勘定	385,000		
その他の有形固定資産	1,616,135		
		負債合計	12,944,254
		純資産の部	
2 無形固定資産	26,886	科目	金額
ソフトウェア	14,025	Ⅰ　基金	0
その他の無形固定資産	12,861		
その他の無形固定資産		Ⅱ　積立金	2,345,486
		設立等積立金	859,167
3 その他の資産	872,512	繰越利益積立金	1,486,318
有価証券	10,013	その他積立金	
長期前払費用	2,145		
繰延税金資産	187,857		
その他の固定資産	672,497		
役職員等長期貸付金			
長期前払費用		Ⅲ　評価・換算差額等	950
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	950
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	2,346,436
資産合計	15,290,690	負債・純資産合計	15,290,690

（注）1．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名　医療法人社団綾和会
所在地　静岡県浜松市中央区白羽町26番地

医療法人整理番号	00273

損　益　計　算　書

自　令和7年6月1日　至　令和8年5月31日

(単位：千円)

科目		金額	
Ⅰ　事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			12,180,605
2 事業費用			
(1) 事業費		11,568,459	
(2) 本部費		674,071	12,242,530
本来業務事業損失			61,925
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			224,822
2 事業費用			261,587
附帯業務事業損失			36,765
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業損失			98,690
Ⅱ　事業外収益			
受取利息		3,719	
その他の事業外収益		259,570	263,289
Ⅲ　事業外費用			
支払利息		87,646	
その他の事業外費用		99,976	187,622
経常損失			23,023
Ⅳ　特別利益			
固定資産売却益		0	
その他の特別利益		0	0
Ⅴ　特別損失			
固定資産売却損		0	
その他の特別損失		349,905	349,905
税引前当期純損失			372,928
法人税・住民税及び事業税		861	
法人税等調整額		-33,708	-32,847
当期純損失			340,081

(注) 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市中央区白羽町26番地

医療法人番号		2	7	3

財　産　目　録

（令和8年5月31日現在）

1．資　産　額	15,290,690 千円	✓
2．負　債　額	12,944,254 千円	✓
3．純　資　産　額	2,346,436 千円	

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額	
A 流動資産		3,941,938	✓
B 固定資産		11,348,752	✓
C 資産合計	（A＋B）	15,290,690	✓
D 負債合計		12,944,254	✓
E 純資産	（C－D）	2,346,436	✓

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式5

様式5

法人名　医療法人社団綾和会

所在地　静岡県浜松市中央区白羽町26番地

※医療法人整理番号	273

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団綾和会
理事長　飯田　貴之　　殿

私は、医療法人社団綾和会の令和７会計年度（令和７年６月１日から令和８年５月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年８月25日

医療法人社団綾和会

監事　早瀬篤志

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1　継続事業の前提に関する事項

該当なし

2　資産の評価基準及び評価方法

（1）たな卸資産

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

（2）有価証券

その他の有価証券については、決算日末日の市場価格に基づく時価法を採用しています。

評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

3　固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年1月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお主な耐用年数は以下の通りです。

建物：3年～39年

構築物：10年～60年

医療用機械備品：2年～15年

その他の器械備品：2年～20年

車両及び船舶：5年～6年

（2）有形固定資産

定額法を採用しています。

4　引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当該会計年度に負担すべき額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当該事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法（退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

５　消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

６　その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

７　重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

８　資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

９　担保に供されている資産に関する事項

以下の資産を借入金の担保に供しています。

（単位：千円）

資産種類	令和８年５月31日計上額
建物及び建物附属設備	5,661,760
土地	1,969,419
合計	7,631,179

担保に対応する債務は以下の通りです。

（単位：千円）

債務の種類	令和８年５月 31 日計上額
短期借入金	0
一年内返済長期借入金※	495,444
長期借入金	5,309,667
合計	5,805,111

※一年内返済長期借入金については、MCDB のシステム上、【その他の流動負債】に含めています。

10　法第５１条第１項に規定する関係事業者に関する事項

（１）法人である関係事業者

該当なし

（２）個人である関係事業者

該当なし

１１　重要な偶発債務に関する事項

該当なし

１２　重要な後発事象に関する事項

該当なし

１３．その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

（１）繰延税金資産の発生原因別内訳

（単位：千円）

賞与引当金否認	146,310
減価償却超過額	13,477
その他有価証券評価損	3,189
退職給付引当金否認	11,817
税務上の繰越欠損金	406,204
その他	5,825
小計	586,824
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 368,182
将来減算一時差異等の会計に係る評価性引当額	△ 30,785
評価性引当額小計	△ 398,967
繰延税金資産	187,857

税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額は、翌期の欠損金の使用可能見積額を超過する部分について計上しております。
翌期の欠損金の使用可能見積額は、本会計年度における経常損益に、臨時的なものを加減調整したものを基準としております。

様式第四号

法人名　医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市中央区白羽町26番地

医療法人番号			2	7	3

純資産変動計算書

（自　令和7年6月1日　　至　令和8年5月31日）

（単位：千円）

	出資金	積立金			評価・換算差額等			純資産合計
		設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和7年5月31日 残高	0	859,167	1,826,399	2,685,567	△ 1,186	0	△ 1,186	2,684,380
会計年度中の変動額								
当期純利益			△ 340,081	△ 340,081			0	△ 340,081
その他				0	2,136		2,136	2,136
会計年度中の変動額合計	0	0	△ 340,081	△ 340,081	2,136	0	2,136	△ 337,944
令和8年5月31日 残高	0	859,167	1,486,318	2,345,486	950	0	950	2,346,436

様式第五号

法人名　医療法人社団綾和会

※医療法人整理番号	273

所在地　静岡県浜松市中央区白羽町26番地

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	9,336,375	490,192	166,233	9,660,334	4,097,831	217,637	5,562,503
	構築物	542,071	935	165	542,841	429,715	11,059	113,126
	医療用器械備品	1,672,818	41,711	37,689	1,676,840	1,162,651	141,725	514,189
	その他の器械備品	969,115	108,381	131,930	945,566	811,285	55,373	134,281
	車両及び船舶	124,110	3,218	0	127,328	88,455	19,344	38,873
	土地	2,059,820	25,427	0	2,085,247			2,085,247
	建設仮勘定	322,600	789,280	726,880	385,000			385,000
	その他の有形固定資産	6,273,944	21,395	207,722	6,087,617	4,471,482	233,697	1,616,135
	計	21,300,853	1,480,539	1,270,619	21,510,773	11,061,419	678,835	10,449,354
無形固定資産	ソフトウエア	173,298	1,650	959	173,989	159,964	14,076	14,025
	その他の無形固定資産	16,099	0	0	16,099	3,238	36	12,861
	計	189,397	1,650	959	190,088	163,202	14,112	26,886
その他の資産	有価証券	7,876	2,137	0	10,013			10,013
	長期前払費用	23,448	2,174	0	25,622	23,477	3,133	2,145
	繰延税金資産	154,149	33,708	0	187,857			187,857
	その他の有形固定資産	522,691	449,514	299,708	672,497			672,497
	計	708,164	487,533	299,708	895,989	23,477	3,133	872,512

1．有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。

2．「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

3．当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

4．合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の１％を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）

5．特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。

6．有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の１％以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の５％以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名　医療法人社団綾和会

所在地 静岡県浜松市中央区白羽町26番地

医療法人番号		2	7	3

引 当 金 明 細 表

区　　分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	430,665	446,203	430,665	0	446,203
退職給付引当金	26,720	13,358	4,038	0	36,040

様式第七号

法人名　医療法人社団綾和会

所在地 静岡県浜松市中央区白羽町26番地

医療法人番号				2	7	3

借 入 金 等 明 細 表

区　　分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	0.43%	—
１年以内に返済予定の長期借入金	621,842	1,708,902	0.67%	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,547,639	6,807,887	0.62%	2026年5月31日～2050年5月31日
その他の有利子負債	0	0	—	—
合　　計	8,369,481	8,716,789	—	—

貸借対照表日以降、5年間における長期借入金の返済金額は以下のとおりです。

(千円)

2027年5月期	614,652
2028年5月期	620,420
2029年5月期	620,420
2030年5月期	620,420
2031年5月期	620,420
合計	3,096,332

様式第八号

法人名　医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市中央区白羽町26番地

医療法人番号		2	7	3

有 価 証 券 明 細 表

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
清水銀行株式	2,000	4,998
日本電信電話株式会社	10,000	1,495
みずほ証券 MRF	1,000	3,520
計		10,013

様式第九の一号

法人名　医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市中央区白羽町26番地

医療法人番号		2	7	3

事業費用明細表

(単位：千円)

区分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合計	
	事業費	本部費	計				
材料費	656,364	0	656,364	2,955	0	659,320	✓
給与費	7,608,607	26,526	7,635,133	145,949	0	7,781,083	✓
委託費	1,166,105	630,585	1,796,690	51,923	0	1,848,614	✓
経費	2,078,480	16,829	2,095,309	60,338	0	2,155,648	✓
売上原価	0	0	0	0	0	0	✓
その他の事業費用	58,900	130	59,031	419	0	59,450	✓
計	11,568,458	674,070	12,242,529	261,587	0	12,504,117	✓

様式第九の二号

法人名 医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市中央区白羽町26番地

医療法人番号		2	7	3

事業費用明細書

（自　令和7年6月1日　　至　令和8年5月31日）

（単位：千円）

科目	金額		
Ⅰ　材料費			
医薬品費	338,317		
診療材料費	172,385		
診療機器賃借料	12,056		
医療消耗器具備品費	107,490		
給食材料費	25,201		
その他材料費	6,136		
期首・期末棚卸資産残高差異	−2,266	659,320	✓
Ⅱ　給与費			
給料	5,848,690		
賞与・賞与引当金繰入額	931,405		
退職給付費用	135,723		
法定福利費	865,262	7,781,083	✓
Ⅲ　委託費			
検査委託費	47,792		
給食委託費	799,328		
清掃委託費	83,963		
寝具委託費	50,953		
その他委託費	866,577	1,848,614	✓
Ⅳ　経費			
福利厚生費	21,579		
消耗品費	102,589		
地代家賃	75,210		
水道光熱費	330,348		
減価償却費	693,123		
保険料	9,984		
保守料	57,570		
車両関係費	24,048		
その他の経費	841,192	2,155,648	✓
Ⅴ　売上原価			
商品（又は製品）期首たな卸高	0		
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	0		
商品（又は製品）期末たな卸高	0	0	✓
Ⅵ　その他の事業費用			
研修費	19,300		
租税公課	40,150	59,450	✓
事業費用計		12,504,117	✓

独立監査人の監査報告書

令和8年8月21日

医療法人社団綾和会
理事会　御中

和田耕児公認会計士事務所
東京都千代田区
公認会計士 和田耕児

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人社団綾和会の令和7年6月1日から令和8年5月31日までの第36会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者並びに監査役の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関

する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業専門家としての判断を行い、職業的猜疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適正性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な懐疑を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続することができなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上